

# 奥沢地区防災まちづくり 『新・提言』

奥沢・東玉川地区区民防災会議

平成28年5月

# 目 次

はじめに . . . . .	p 1
1. 対象地区の範囲 . . . . .	p 2
2. 地区の特性 . . . . .	p 2
(1) 自然特性	
(2) 社会特性	
3. 基本的な考え方 . . . . .	p 3
(1) 阪神・淡路大震災を契機にまとめた奥沢地区防災まちづくり『提言』	
(2) これまでの取り組みと『提言』の検証	
(3) 奥沢地区防災まちづくり『提言』の継承・見直しとさらなる充実に向けて	
(4) 誰に対する提言なのかを明確に提示	
4. 基本方針 . . . . .	p 4
(1) 4つの基本方針	
A 「自分たちのまちを、自分たちで守る」	
B 「お互いに顔のわかる助け合えるまちづくり」	
C 「防災意識を高める」	
D 「訓練はより実践的に」	
(2) 4つの取り組み	
5. 防災活動の内容 . . . . .	p 6
A 「自分たちのまちを、自分たちで守る」 . . . . .	p 6
1. 奥沢・東玉川地区区民防災会議を円滑に運営するために	
(1) 住民主体の防災まちづくりを進めるための体制づくり	
(2) 区民防災会議と避難所運営委員会が連携して取り組む	
2. 防災リーダーを育成するためには	
(1) 地域行事を通じて防災リーダーを育成していく	
(2) 次世代のリーダーを育成していく方針をまちぐるみで検討します	
(3) リーダーの判断力の向上をめざします	
3. 自分でできる防災対策、家族でできる防災対策への取り組み	
(1) 安否確認の方法を家族で話し合っておく	
4. 地域の事業者の災害対策の働きかけ	
(1) 帰宅困難者の対策	
B 「お互いに顔の分かる助け合えるまちづくり」 . . . . .	p 8
1. 地域行事を通して人と人のつながりを育んでいきます	

2. 地域活動で育まれた人と人のつながりを最大限に活かしていきます
3. 地域・近所づきあいの大切さを見直し、いざというときに助け合えるように
  - (1) 普段から近隣や地域で助け合える関係をつくる
  - (2) 災害時要援護者の支援

**C 「防災意識を高める」** . . . . . p 10

1. 避難所で生活する人をできるだけ少なくするために
  - (1) 避難所の現状と課題
  - (2) 家屋をより安全に
  - (3) 家の中をより安全に
  - (4) 食品や生活用品の備蓄をできるだけ多く、そして備蓄方法には工夫を
  - (5) 避難所についての知識を付ける
2. まちぐるみで防災知識を身に付ける
3. 火災を発生させないために
4. 安否確認の方法を家族で話し合っておく

**D 「訓練はより実践的に」** . . . . . p 15

1. 体験型の防災訓練で実践的な防災力向上をめざす
  - (1) 定期的に体験型の防災訓練を実施
  - (2) 避難所開設訓練の実施
  - (3) 避難所運営訓練（宿泊訓練）
2. 実践的な訓練を可能にするための様々な取り組み
  - (1) 地域独自の防災物品でより効率的な避難所運営をめざす
  - (2) 炊き出しに必要な食糧の確保
3. 日常的にも非常時にも活用できる設備の新設および改修
  - (1) 日常的にも非常時にも活用できる設備の新設
  - (2) 日常的にも利用でき、さらに非常時にも活用できる設備改修
4. 過去の災害事例から学ぶ

**まとめ** . . . . . p 29

**《資料編》** . . . . . p 30～40

## はじめに

平成28年4月14日以降、熊本・大分を中心に震度7の強い地震が連続して発生しました。一連の地震で40人以上の方が亡くなられ、未だに多くの方々が避難されている状況です。倒壊した住宅の下敷きになったり、土砂崩れに巻き込まれるなどの犠牲者のほかに、避難生活によるストレスや病気などの震災関連死で亡くなった方も多くおられます。

亡くなられた方々に哀悼の意を捧げるとともに、被害にあわれた多くの方々に心からお見舞い申し上げます。また、被災地の一刻も早い復興を願っております。

今回の地震による教訓として、「災害は突然にやってくる」ということを常に意識し、日頃から防災意識を持つことが大切です。

本書は、平成10年に策定した「奥沢地区防災まちづくり提言」を時代にあった内容に改善した「奥沢地区防災まちづくり『新・提言』」となっております。奥沢地区での防災活動の取り組み、日頃から備蓄すべきもの、避難場所などの災害時に役立つ情報を記載しました。

震災を防ぐことはできませんが、対策によって減災することは可能です。

本書の内容をまとめた概要版（A3）も配布しておりますので、併せてご覧いただき、奥沢地区の皆様への防災対策の一助となれば幸いです。

奥沢・東玉川地区区民防災会議  
会長 塩谷 良一

## 1. 対象地区の範囲

奥沢交和会（世田谷区奥沢1～3丁目）

東玉川町会（世田谷区東玉川1・2丁目）

## 2. 地区の特性

### (1) 自然特性

奥沢地区は、駅前から東西南北に広がる商店街を除くと、ほとんどは閑静な住宅街です。他地区と比べて大規模な公園が少なく、場所によっては道幅が狭いところもあります。また、旧建築基準法で建てられた建物の割合が他の地区と比べて若干高いため、火災が発生した場合に、延焼の可能性があります。

海水面からの高さとしては、全体的に海拔25メートル程あり、呑川の付近は若干低く約19メートルとなっています。

給水所（田園調布）や広域避難所（多摩川河川敷）まで距離があり、課題のひとつといえます。

### (2) 社会特性

奥沢地区の特性の中で特に顕著なものとして、地域力（住民力）の高さがあげられます。平成21年度にせたがや自治政策研究所が実施した町内信頼度と地域活動量の調査では、区内トップクラスの結果となっています。

一方、人口比率については、平成28年4月現在で、65歳以上の割合が、約23.3%と大幅に区の平均（約20.1%）を上回り、出張所・まちづくりセンター単位では区内上位に位置しています。さらに、18歳未満人口の割合は、約12.9%で区の平均（約14.0%）よりも下回り、少子・高齢化が進んだ地域です。

### 3. 基本的な考え方

#### (1) 阪神・淡路大震災を契機にまとめた奥沢地区防災まちづくり『提言』

平成7年1月17日に起きた阪神・淡路大震災は、都市部で起きた災害という点では、東京と状況が同じで、もし首都圏で震災が発生した場合は、甚大な被害が出ることを思い知らされました。この大震災をきっかけに、奥沢地区では、防災意識が高まり、平成9年度にはそれが形となって「避難所体験訓練」を行いました。また、「防災シンポジウム」などで、熱心に議論を交わし、奥沢地区防災まちづくり『提言』をまとめました。これは、先を見据えた形で、地域防災活動のあり方や取り組むべき課題について、具体的に提案しているもので、その後の防災訓練やシンポジウムなどに大いに活用されました。

#### (2) これまでの取り組みと『提言』の検証

平成26年度に今までの取り組みについて、検証を行うため、「奥沢防災塾～これでいいのか、奥沢・東玉川の防災対策～」をテーマに、パネルディスカッションと講師による講評を行いました。これによって、今まで進めてきた「準備なし訓練」などの取り組みは、大変有効であることが確認されました。

#### (3) 奥沢地区防災まちづくり『提言』の継承・見直しとさらなる充実に向けて

この奥沢・東玉川で培ってきたノウハウは、この地区の貴重な財産であり、これらを継承していくために、明文化しておくことは大変重要です。また、新たな課題にも積極的に取り組み、常にその時代にあったものを絶え間なく反映させていくことも求められています。

これらを踏まえて、奥沢地区の防災まちづくりをさらに発展させるため、奥沢地区防災まちづくり『提言』を、時代にあった内容に改善し、『新・提言』として策定することとしました。

従来の「提言」では、避難所運営のあり方を中心に、日ごろの地域防災活動をまとめたものでしたが、「新・提言」では「できるだけ避難所に行かなくて済むような対策」を考えるとすることを主眼において地域の皆様に提言を発信しています。

#### (4) 誰に対する提言なのかを明確に提示

現在実施している取り組みや新しい提案はそれぞれ

- ・「各家庭や個人で取り組むもの」【自助】
- ・「町会など地域住民活動として取り組むもの」【共助】
- ・「区や学校など行政が取り組むもの」【公助】など

誰に対するものかを明確に示すことにしました。提案事項は、すぐに実現できそうなことや、簡単に実現できないこともあります。前回と同様に私たちのまちづくりの目標として、「奥沢・東玉川地区区民防災会議」から、行政や町会など各種活動団体、区民の皆様への呼びかけ・提案という形をとりました。

## 4. 基本方針

奥沢地区ならではの地域性を活かした実効性のあるものとなるように、4つの基本方針を次のとおり定め、取り組みます。

### (1) 4つの基本方針

- A 「自分たちのまちは、自分たちで守る」
- B 「お互いに顔のわかる助け合えるまちづくり」
- C 「防災意識を高める」
- D 「訓練はより実践的に」

### (2) 4つの取り組み

#### A 「自分たちのまちは、自分たちで守る」

「自分たちのまちは、自分たちで守る」を目標に、防災活動の企画から避難所などの運営まで住民主導で取り組みます。

1. 町会、民生委員、商店会、学校、消防団などが連携して防災活動を進めるため、引き続き「奥沢・東玉川地区区民防災会議」で企画、運営を行います。
2. 災害時に地域をまとめていく防災リーダーを育成します。
3. 日ごろから一人ひとりが防災への関心をもち、自分でできること、家族でできることを考え、準備をしていくように促します。
4. 地域の事業者へ防災対策を働きかけていきます。

#### B 「お互いに顔のわかる助け合えるまちづくり」

災害時に最も必要とされる「人と人とのつながり」を、より深めていくため、地域活動の活性化を引き続き最重要課題と位置づけて、子どもから大人まで幅広い世代が関わるよう取り組んでいきます。

1. 地域行事を通して人と人をつなぐを育んでいきます。
2. 地域活動で育まれた人と人をつなぐを最大限に活かしていきます。
3. 地域・近所づきあいの大切さを見直し、いざというときに助け合えるようなまちをめざします。特に要援護者の見守りは、地域全体で取り組まなければ解決できない課題です。

## C 「防災意識を高める」

正しい情報・知識を地域に発信し、防災意識を高めます。

1. 避難所の環境には様々な問題があり、身体的にも精神的にもストレスの多いところでは、避難所で生活する人をできるだけ少なくするために、自助や共助の重要性を啓発し、自宅内の安全性を高めることや食糧の備蓄を推奨すると同時に、避難所が物資等の配給拠点となることも併せてPRしていきます。
2. 年に1回防災訓練、避難所訓練を実施して地区の防災意識を高めるとともに、防災講演会で様々なテーマを取り上げて、一人ひとりの自助の大切さを訴えていきます。
3. 火災にならないための一人ひとりの行動について、周知PRしていきます。
4. 家族の安否確認について、PRしていきます。

## D 「訓練はより実践的に」

防災訓練は、より実践に近い形で行うため、これまでも行ってきたとおり、なるべく事前準備をせず、電気・ガス・水道などのライフラインも使わない状況を設定して行います。

1. 訓練を実施する際には、より実践を意識した訓練とするため、過度な準備はせず、状況に応じて柔軟に対応ができるように、訓練を行います。（「準備なし」訓練）
2. 実践的な訓練を実現するために必要な防災物品を用意します。また、食糧や燃料などについても、販売店との協定を進めていきます。
3. 日常的にも非常時にも活用できる設備の新設（太陽光発電）および改修（屋外コンセントの増設）を区に対して要求します。
4. これまでの災害で課題としてあがっていることについて、奥沢地区の実情にあわせてピックアップし、その課題を解決していく作業を行うことで、より実践的な訓練に磨きをかけていきます。



## 5. 防災活動の内容

### A 「自分たちのまちは、自分たちで守る」

#### 1. 奥沢・東玉川地区区民防災会議の円滑に運営するために

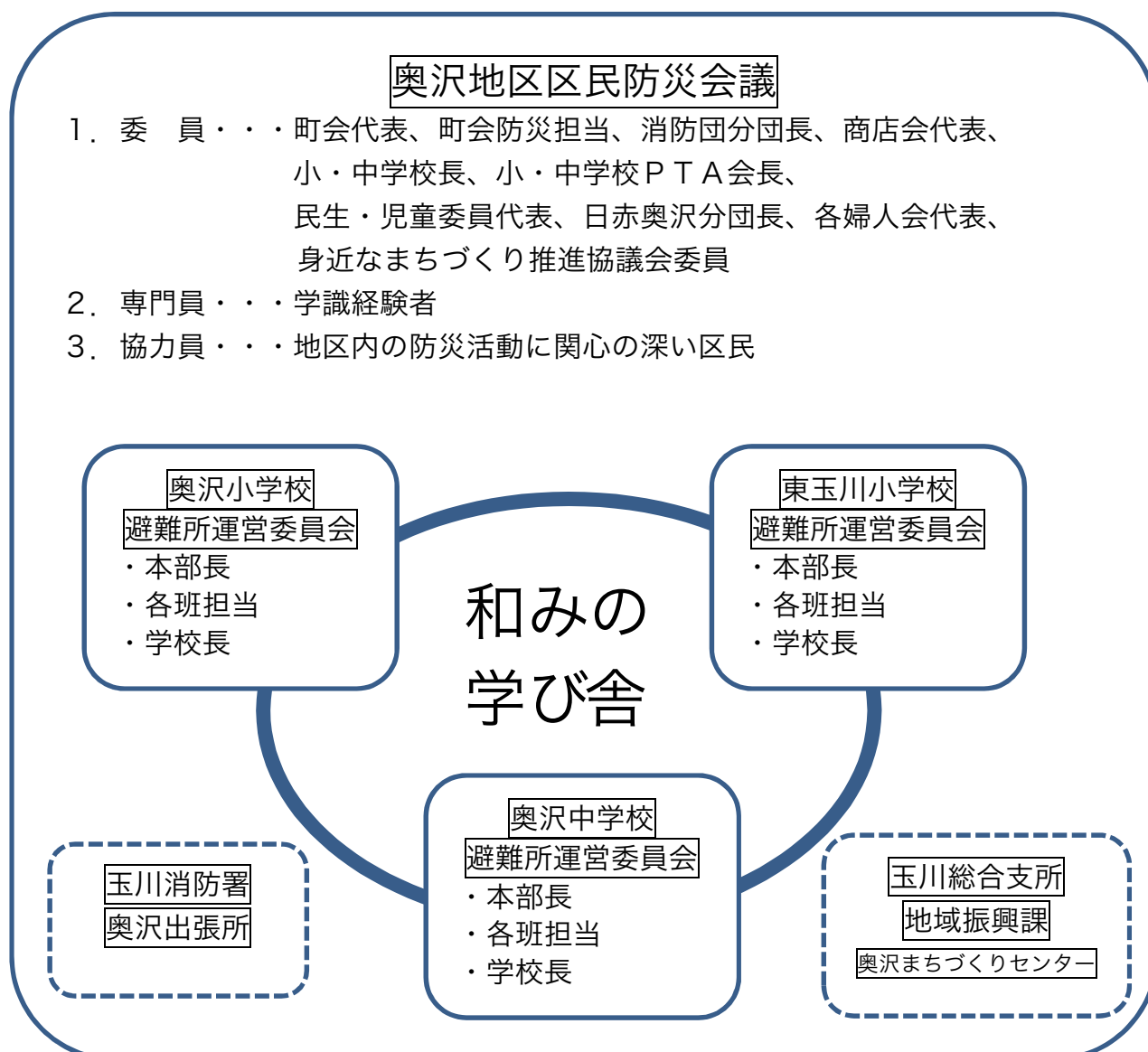
##### (1) 住民主体の防災まちづくりを進めるための体制づくり

奥沢地区では、平成10年3月4日に「奥沢・東玉川地区区民防災会議」を設置し、住民主体で地区の防災活動に取り組んでいます。防災会議については、規約に基づいて運営しています。**〔資料編 P30参照〕**

##### (2) 区民防災会議と避難所運営委員会が連携して取り組む

災害時に、地区内の3つの避難所が協力し合って、運営していくことが大切です。地区内の連携を図るため、奥沢地区では、区民防災会議内に、3つの避難所運営委員会を含めることで、各避難所がごく自然につながっていく組織をつくっています。

(避難所運営委員は、区民防災会議の委員を兼務)



## 2. 防災リーダーを育成するためには

防災会議の組織は、いわば器であり、大切なのはその中身つまり人材です。災害時は、建物の倒壊、火災の発生、けが人の救助、避難行動など、大変な混乱の渦中にあります。このようなときには、地域住民に信頼のされたリーダーの的確な指示が求められます。このようなリーダーの育成は、一朝一夕にはできませんが、防災リーダーは地域の要です。

### (1) 地域行事を通じて防災リーダーを育成していく【地域】

奥沢地区では、様々な地域行事（新春奥沢地区まつり、区民センター文化祭、盆踊り、駅前音楽祭、古布回収、防災訓練など）を活発に行っています。これらの行事を企画し、円滑に準備・運営できている背景には、多くのリーダーの存在があります。地域行事がリーダーを育成しているといっても過言ではありません。このようなリーダーは、災害時のような緊急事態に、地域をまとめていくノウハウを持っています。引き続き、様々な地域行事を活発に行うことで、防災リーダーの育成に取り組んでいきます。

### (2) 次世代のリーダーを育成していく方策をまちぐるみで検討します【地域】

### (3) リーダーの判断力の向上をめざします【地域】

混乱した現場においては、リーダーは説得力のある説明が求められます。円滑に運営ができるように、専門的な研修などを受講することで、リーダーの能力を高めることを検討していきます。

## 3. 自分でできる防災対策、家族でできる防災対策への取り組み

災害時にまず行う行動として、家族などの安否確認があげられます。時間帯によっては、家族が離れ離れになっているため、連絡方法や集合する場所の確認を日ごろから行うことが求められています。

### (1) 安否確認の方法を家族で話し合っておく【家庭】

いざというときにあわてないように話し合っておきましょう。

## 4. 地域の事業者の災害対策の働きかけ

地域の事業者も地域の一員であり、しっかりと災害対策を講じて、地域と協力して防災に取り組むことが求められています。

### (1) 帰宅困難者の対策

避難所のスペースや備蓄に限界があるため、地域の事業者、商店（小規模な店舗を含む）には従業員の帰宅困難者対策に取り組んでいただきたいと考えています。

- ・地域の事業者、商店（小規模な店舗も含む）も帰宅困難などに備えて、必要な備蓄を求めます【地域の事業者】

災害の程度によりますが、避難所の収容人数は充分とはいえません。そのため、地域の事業者は、建物の耐震化はもちろんのこと、従業員の帰宅困難に備えて、食糧などの備蓄を望みます。

## B 「お互いに顔のわかる助け合えるまちづくり」

### 1. 地域行事を通して人と人のつながりを育んでいきます

地域行事では、町会、学校、PTA、商店会、消防団など様々な団体が協力して開催される場合が多く、人と人のつながりが自然に作られていく絶好の機会でもあり、その機会を捉えて地区の絆を深めていきます。

#### 《新春奥沢地区まつり》

町会、学校、PTA、商店会、青少年地区委員会、身近なまちづくり推進協議会、ごみ減量・リサイクル推進委員会、地区民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、消防団、区民センター運営協議会、保護司会、地区社会福祉協議会、婦人会、少年野球チームなどの代表者で構成される運営委員と模擬店など50を超える地域活動団体の代表者で構成される実行委員会は、地域の関係者が一堂に会する貴重な場で、お互いに顔のわかる関係づくりに貢献しています。

#### 《その他の地域行事》

- ・盆踊り
- ・区民センター文化祭
- ・古布回収
- ・駅前音楽祭
- ・青少年奥沢地区委員会事業（飯ごう炊はん、親子バスハイク、音楽フェスティバル）
- ・身近なまちづくり推進協議会事業（歩こう会、さぎ草展覧会、さぎ草植付講習会など）
- ・ごみ減量・リサイクル推進委員会事業（リサイクル施設見学会、環境学習、ごみ減量リサイクルステーション運営など）

### 2. 地域活動で育まれた人と人のつながりを最大限に活かしていきます

日ごろから町会をはじめ、さまざまな地域活動団体が地域の絆を深めるために、また高齢者の介護予防のために、バラエティーに富んだ活動を行っています。その活動の中で生まれる人と人とのつながりは、災害時にとっても役に立つ手がかりとなります。

- ・町会の地域活動（グランドゴルフ、うたの会など）
- ・東玉川ふれあいルーム（健康体操、健康麻雀、カラオケなど）
- ・高齢者クラブ
- ・婦人会

### 3. 地域・近所づきあいの大切さを見直し、いざというときに助け合えるように

災害が起きてしばらくの間は、行政も機能しないということが、阪神・淡路大震災のときに証明されています。その間、近所で、地域で助け合って乗り切らなければなりません。もう一度、近所づきあいや地域のつながりの大切さを見直していくことが求められています。

#### (1) 普段から近隣や地域で助け合える関係をつくる

現代は、近所づきあいが煩わしい、干渉されたくないといった考え方もあり、隣近所に誰が住んでいるのかもわからないといった声が聞かれます。何事もなければ特に問題を感じないと思いますが、いざ震災が発生した、近所で凶悪犯罪が起きたなど、思いがけない災害・事件が起きたときには、やはり近所や地域に情報交換をしたり、助け合えたりする知り合いがいるだけで心強いと思います。

特に震災などの場合は、食糧や生活用品をお互いに融通し合ったり、可能な範囲で助け合うことで、避難所に行かないですむかもしれません。

#### ・ 地域とのつながりをもう一度見直そう【家庭・個人】

少しだけ地域に目を向けて地域のサークル活動に参加したり、PTA活動に協力したり、町会の活動に参加するなど、地域とのつながりをもつことが災害を乗り越える最良の方法だと考えます。

#### (2) 災害時要援護者の支援

奥沢地区の両町会では、それぞれ方法は異なりますが、要援護者の見守りを行っています。しかし、見守りのためには人員が必要です。支援をすることが可能な方々の協力が求められています。町会だけではなく、地域の様々なつながりが災害時の見守りにも発展・進化していくことも望まれます。

#### ・ 奥沢交和会の見守り【地域】

奥沢交和会では、区との協定に基づき、要援護者の名簿（希望者のみ）を保管し、1人の要援護者に対して原則2名の協力員（担当者）が配置され、見守りを行っています。（平成27年度現在、171名の要援護者に対して、担当者は263名。）

#### ・ 東玉川町会の見守り【地域】

東玉川町会では、ブロック単位で地区委員が決められており、担当制ではないが、ゆるやかな見守りを行っています。

## C 「防災意識を高める」

### 1. 避難所で生活する人をできるだけ少なくするために

#### (1) 避難所の現状と課題

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、これまでに数々の避難所体験訓練を重ねてきました。その実践的な訓練を通して得られたものは、避難所開設のノウハウもありますが、一番の収穫は、「避難所生活は極めて過酷である」ということに気づいたことです。狭いスペース、冷暖房がないという問題、プライバシーの問題、トイレ、伝染病、ペットの問題などあげればきりがありません。避難所は、地震があったときに、とりあえず行くところではなく、最終手段として行くということにより多くの方々に知っていただくことが必要です。住み慣れた自宅で、住み続けながら、救援物資を待ち、復旧に向けた行動をしていくことが最善の方法です。

では、なぜ避難所で生活しなければならなくなってしまうのでしょうか。まず一番大きな原因は、家が倒壊した、半壊した、もしくは倒壊しそう、焼失したなどの家屋の問題です。次に家屋は大丈夫でも、家具の転倒、ガラスの飛散などで住める状態ではないといった内部の問題です。電気、ガス、水道などのライフラインが止まってしまったということも原因としてあるかもしれませんが、その場合には、学校の避難所も同じ状況です。また、余震がある中、不安で避難所に行きたいといった考えもあるでしょう。

#### (2) 家屋をより安全に

阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震では、昭和56年以前の旧耐震基準で作られた家屋の多くが全壊・半壊などの大きな被害を受けました。全壊・半壊の場合、命に関わる大問題となります。

#### ・耐震診断と耐震補強を行う【家庭・個人】

旧耐震基準で作られている家屋の場合は、各家庭（個人）の取り組みとして、耐震診断や耐震補強を真剣に検討すべきです。費用はかかりますが、命に関わる問題を解決するためにその取り組みが求められています。

#### ・耐震化の大切さをPRする【地域】

区民防災会議では、耐震の大切さを、防災訓練などで地域住民にPRし、まずは関心をもってもらい、世田谷区の耐震支援なども紹介しながら、少しずつでも震災に強い家屋を増やし、震災に強いまちづくりにつなげていきます。

#### ・耐震化の助成制度のPRの強化【行政】

世田谷区では、耐震診断および耐震補強に支援を行っていますが、このことを知らない区民も多く見受けられ、しっかりと周知PRを望みます。

・違法建築への対応 **【行政】**

世田谷区の耐震支援には、旧耐震基準で建てられたものなどいくつかの条件がありますが、違法建築の場合、当然対象とはなりません。しかし、そのために耐震補強が進まず危険な建物が放置されてしまうという問題があります。区は、違法建築への指導・是正に取り組むとともに、当面の安全性を確保するための方策を講じるよう要望します。

(3) 家の中をより安全に

阪神・淡路大震災では、88%の方が、建物倒壊や家具転倒による圧死が原因で亡くなっています。特に家具転倒については、すぐに取りかけられる解決策として有効です。

・家の中の安全性を高める **【家庭・個人】**

各家庭（個人）での取り組みとして、寝室には、背の高い家具など転倒の可能性が高いものは置かず、また転倒防止の器具を取り付けて、家の中の安全性を高めることが求められています。

・家具転倒防止など家の中の安全性を高めることの大切さをPRする **【地域】**

区民防災会議としては、家具転倒防止の大切さについて、耐震補強と同様に、イベントなどで周知PRし、その重要性を地域に広めていきます。

・区の家具転倒防止の支援制度について、よりPRするよう求めます **【行政】**

世田谷区に対しては、耐震支援と同様に、支援の充実と、周知PRに力を入れるよう要望します。

(4) 食品や生活用品の備蓄をできるだけ多く、そして備蓄方法には工夫を

避難所に行けば、食糧があり、しばらくは安心と考えている方がいらっしゃいます。しかし、学校の防災倉庫にある世田谷区の備蓄は、ビスケットとアルファ米がほぼ1日分しか備蓄されていません。飲料水に至っては、主にアルファ米用と粉ミルク用となっています。避難所に行っても、救援物資が届くまでの間は、当座あるもので対応せざるを得ないのが現実です

また、東京のような大都市で災害が起きた場合、多くの住民が被災者となり、またエリアも大変広く、前例のない事態に陥ります。救援物資が4日後に届く保障はありません。できるだけ多く、いろいろなものを工夫して各自で備蓄することが望まれます。

・当面の生活ができるように、できるだけ多くの備蓄をする **【家庭・個人】**

各家庭（個人）での取り組みとして、当面の生活ができるように、次の非常時持出品や非常備蓄品を参考にしながら、各家庭の状況に応じて備品リストを作成するなど必要なものを検討し、備蓄していくことが求められています。

- ・食物アレルギーなど各人の置かれている状況に応じて備蓄する【家庭・個人】

救援物資に、食物アレルギー対応の食糧はほとんど期待できないといえます。自分のために、しっかりと対応食を用意する必要があります。

- ・ペットフードやペット用品を備蓄する【家庭・個人】

災害時には、ペットフードやペット用品は、なかなか入手できない状況になると思われます。飼い主として、できるだけの準備をしておく必要があります。

- ・備蓄の大切さをPRします【地域】

区民防災会議としては、各家庭、個人による食糧や生活用品の備蓄の大切さや避難所の備蓄の現実について、防災訓練や講演会など機会を捉えて地域住民に周知PRしていきます。

#### 非常時持出品（例示※各自状況に応じて必要なものを準備）

災害が起こったときに持ち出すものを予め用意し、適切な場所に保管しましょう。

貴重品	現金、通帳、キャッシュカード、印鑑、権利証、保険証、免許証
非常食等	保存食、缶詰、飲料水、缶切り、割り箸など
応急医療品	絆創膏、消毒薬、傷薬、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬、風邪薬、常備薬
生活用品	衣類、くつ、マッチ、ライター、ローソク、ヘルメット、作業手袋、タオル、ティッシュ、ポリ袋、携帯トイレ、歯ブラシ、マスク
その他	ラジオ、携帯電話、充電器、懐中電灯、予備電池、ビニールシート
赤ちゃん	粉ミルク、哺乳ビン、ミルク用飲料水、おむつ、だっこひも、子どもの医療証、肌着、離乳食
お年寄りや障害のある方	常備薬、看護介護用品、入れ歯、眼鏡、つえ
食物アレルギーのある方	対応食
ペットのいる家庭	ケージ、ペットフード、水、新聞紙、ペットシーツ、リード
あったら便利なもの	使い捨てカイロ、水のいらぬシャンプー、10円硬貨（公衆電話用）
枕元に	救助要請用の笛、スリッパ、靴

## 非常備蓄品

災害復旧までの生活を自足するために、家族構成に合わせて準備します。

生活用水	風呂の汲み置き（トイレの排水用など）
非常用飲料	1人1日に3リットル
非常用食料	レトルト食品、缶詰など ★備蓄専用にすると入替えの時期を忘れてたり、量や種類に限界があります。 普段から使う食品を備蓄の分だけ多めにストックし、古いものから使って、 新しいものを補充するという方法がお勧めです。
生活用品	はし、スプーン、紙皿、ラップ、缶切り、カセットコンロ、 ガスボンベ、毛布、洗面道具、救急箱、生理用品など

### (5) 避難所についての知識を付ける

#### ◇避難所、一時集合所、広域避難場所とは

家屋の倒壊などにより、避難所に行かざるを得ない場合もあります。また、救援物資が届く場所として一番可能性が高いのは、避難所といえます。日ごろから避難所がどこにあるのか確認しておくことはもちろん、一時(いつか)集合所、広域避難場所の場所も把握し、状況に応じた行動ができるようにしたいところです。

#### ・避難所等の地域住民への周知PR **【地域】**

災害時に避難を余儀なくされた場合に備えて、どこに避難したらよいのか、どこに行ったら救援物資が届くのかといったことを、普段から広く地区住民が知っていることが必要です。奥沢・東玉川地区区民防災会議では、住所地ごとの避難所の場所をわかりやすく確認できるマップを作成し、様々な場面で配布し、周知しています。**（資料編 P39参照）**

### 〈避難所（学校）〉

自宅での居住が困難な時、二次災害を受ける可能性がある時、一時的に生活をするための施設で、救援物資の配付場所としての機能もあります。

避難所（学校）	区 域	町会組織
東玉川小学校	東玉川1丁目1～27	東玉川町会
	東玉川2丁目1～18	
	奥沢1丁目1～5 奥沢1丁目13～16	奥沢交和会
奥沢小学校	東玉川1丁目28～41	東玉川町会
	東玉川2丁目19～41	
	奥沢1丁目6～12	奥沢交和会
	奥沢1丁目22～26	
	奥沢1丁目30～37	
奥沢1丁目50～56		
奥沢3丁目全域		



奥沢中学校	奥沢1丁目17～21 奥沢1丁目27～29 奥沢1丁目38～49 奥沢1丁目57～65	奥沢交和会
	奥沢2丁目全域	

いっとき  
〈一時集合所〉

危険回避のために一時的に様子を見る場所。

一時集合所	所在地	備考
奥沢小学校	奥沢3-1-1	
東玉川小学校	奥沢1-1-1	
奥沢中学校	奥沢1-42-1	
奥沢公園	奥沢1-19-2	通称タイヤ公園
奥沢2丁目公園	奥沢2-39-9	
東玉川神社	東玉川1-32	
東玉川公園	東玉川1-32-2	
東玉川第2公園	東玉川1-19-11	東玉川地区会館横
田園調布学園グラウンド	東玉川2-9-1	

〈広域避難場所〉

一時集合所や避難所が火災の延焼などで危険になった時に避難する場所。

多摩川河川敷・田園調布先一帯
----------------

- ・ペットの飼い主はペットと一緒に避難するためには、日ごろからの備えと心構えが必要です【ペットの飼い主】

避難所はペットにとっても過酷な環境にあり、飼い主に求められている最も重要なことは、避難しなくても済むように備えることです。それでも避難せざるを得ない状況になってしまった場合は、一緒に避難することとなりますが、避難所では動物アレルギーの方や動物が苦手な方との共同生活となるため、人とペットはエリアを分けて生活をせざるを得ないことを理解しなければなりません。

また、飼い主は、日ごろから基本的なしつけをしておくことが求められます。「人や他の動物を怖がらない」「ケージに嫌がらずに入れる」「トイレは決められたところである」「むだ吠えしない」といった日ごろの備えが、災害時に大切なペットを救う鍵となります。

- ・避難所の中で、ペット滞在スペースをどのように配置するのか検討します【地域】  
ペット滞在スペースは、動物アレルギーの観点からは、人の滞在スペースからある程度の距離が必要です。その一方で、あまり遠くでは飼い主の管理に支障をきたすこともあり、よく検討して配置する必要があります。

- ・ペット飼育は、飼い主が共同で行います【ペットの飼い主】  
食糧の調達、ペット滞在スペースの清掃等ペットに関わる全てのことを、ペットの飼い主が責任をもって共同で行わなければなりません。また、避難所運営本部としっかりと連携していくために代表者を決めて会合に参加し、避難所における共同生活の視点から、意見・要望に真摯に対応していくことが求められています。

## 2. まちぐるみで防災知識を身に付ける【地域】

年に1回防災訓練、避難所訓練を実施して地区の防災意識を高めるとともに、防災講演会で様々なテーマを取り上げて、一人ひとりの自助の大切さを訴えていきます。

## 3. 火災を発生させないために【地域】

火災が発生した場合、平常時と異なり、行政による消火活動は期待できません。火をださないように、一人ひとりの取り組みが大切であることをPRしていきます。具体的には、通電火災の現象の周知や感震ブレーカーの紹介など、電気による出火を事前に防ぐためのPR活動なども進めます。

## 4. 安否確認の方法を家族で話し合っておく【家庭】

災害時にまず行う行動として、家族などの安否確認があげられます。時間帯によっては、家族が離れ離れになっているため、連絡方法や集合する場所の確認を日ごろから行い、いざというときにあわてないように話し合っておきましょう。

## D 「訓練はより実践的に」

### 1. 体験型の防災訓練で実践的な防災力向上をめざす

#### (1) 定期的に体験型の防災訓練を実施

- ・実際に避難所となる学校で、体験型の訓練を実施【地域】

年に1回、防災訓練を実施し、地区の防災力の向上に努めています。防災訓練は、より多くの方々が参加できる体験型の訓練とし、初期消火訓練、D級ポンプ放水訓練、マンホールトイレの設置、避難所の開設、防災倉庫見学など、様々なメニューを実施しています。また、町会で用意したプロパンガスやガス炊飯器をはじめ、区の防災倉庫の物品などを地区内行事などにも積極的に活用して、炊き出しや避難所設営のスキルを高めます。

## (2) 避難所開設訓練の実施

### ・避難所を開設する訓練の実施【地域】

年に1回、避難所開設訓練を実施し、手順等を確認しています。各学校の鍵保管者は、災害時にできるだけ速やかに参集し、学校施設を開錠し、避難所の開設に向けた準備を行います。なお、開錠の際には、2名以上で行います。

また、避難場所の調整や建物の安全確認、受付の設置が完了するまでは、避難所に避難者は入場させないようにします。

## (3) 避難所運営訓練（宿泊訓練）

### ・実際に災害が発生したと想定して行われる避難所運営訓練の実施【地域】

各避難所は、「総務情報担当」「避難所担当」「給食物資担当」「救護衛生担当」の4つの班で組織します。但し、現場の実情にあわせて、臨機応変に体制を変更します。また、担当間の連携が必要な役割もあり、相互に協力し合って運営します。

避難所運営は、当面はあらかじめ決められたメンバーが主導して、住民による運営体制をつくります。そのためにも日ごろから住民主導での訓練を積み重ねることで運営のノウハウあるいは住民との信頼関係を築き上げていきます。

避難所運営委員は、人員が限られているため、時間の経過とともに、避難所内で民主的に新たなメンバーが選ばれたり、適任と思われる方々が加わったりと人員の充実が必要となります。また、避難所という一時的に避難所生活を共にする自治組織として運営するには、意見を伝えたりまとめたりする仕組みをつくっていくことが必要です。

### ・防災訓練の方法は、常に見直し改善していきます【地域】

時が経つとともに、社会情勢は変化し、今までは効果的だった訓練方法が形骸化することが考えられます。常に今置かれている状況を把握し、環境の変化に対応していくことが求められており、毎年見直しをして、改善をしていきます。

## 2. 実践的な訓練を可能にするための様々な取り組み

### (1) 地域独自の防災物品でより効率的な避難所運営をめざす

#### ・奥沢地区独自の防災物品【地域】

防災倉庫には、区が備蓄している様々な防災用品がありますが、それらに加えて、より効率的・効果的に防災活動ができるように、奥沢地区独自の防災物品を備蓄します。

プロパンガス	炊き出しを行う際、バーナーでお湯を沸かしてアルファ米をつくるより、手軽にご飯を炊くことが可能となります。
ガス炊飯器	
六角パール	学校の校舎の鍵保管者が参集できなかった場合、学校に入るためには、サッシのガラス部分などを割って入ることも検討しなければなりません。極力割らないようにするために、パールでサッシをはずす目的で用意しました。

## (2) 炊き出しに必要な食糧の確保

### ・災害時の米・燃料供給に関する契約（協定）の締結【地域】

奥沢・東玉川地区区民防災会議（奥沢交和会・東玉川町会）は、災害時の地区住民の生活の安定と住民の安心を確保することを目的として、地区商店のご理解、ご協力を得て、避難所等での炊き出し用に、米・燃料を優先的に供給していただくため、各商店と供給契約（協定）を締結しました。（平成21年）

業種	商店等名称・代表者名	住所	電話
米穀	奥沢原精米店 原 忠男	奥沢2-12-2	3718-2638
米小売	渡辺米店 渡辺 澄江	東玉川2-8-19	3720-8259
コンビニ	Yショップ 栗田 収一朗	奥沢1-15-11	3720-6532

### ・地区外も視野に入れた協定先の発掘【地域】

地区商店の状況が変化し、地区内だけでは食糧等の確保が難しくなっています。これからは、隣接地区も視野に入れて協定先を検討し、地区の生活の安定に取り組みます。

## 3. 日常的にも非常時にも活用できる設備の新設および改修

### (1) 日常的にも利用でき、さらに非常時にも活用できる設備の新設【行政】

災害時の電源の確保は重要です。現状では、ガソリンエンジンの発電機とカセットコンロ用のボンベを燃料とする発電機（エネポ）を配備していますが、ガソリンは一定の量を超えて貯蔵することが難しく、カセットボンベも短時間しか使用できないという短所があります。また、非常時にしか使用しないため、エンジンオイル交換やメンテナンスの面でも問題を抱えています。

日常的に利用でき、さらに非常時でも活用できる設備として、「太陽光発電」の導入を区に対して求めます。学校に設置することで、初期費用と保守点検費用は必要となりますが、日常的に発電した電気を利用することができます。また、災害時や停電などの非常時でも、蓄電池と組み合わせることによって安定した電源として活用できます。

### (2) 日常的にも利用でき、さらに非常時にも活用できる設備改修【行政】

学校の校庭などで電気を使用する場合、現状では屋外コンセントが少なく、電源コードリールなどで延長しなければ、利用できません。屋外コンセントの増設は、日常的にも利用でき、さらに非常時にも活用できる設備として必要です。区に対して、屋外コンセントの増設を求めます。

## 4. 過去の災害事例から学ぶ

これまでの災害で課題としてあがっていることについて、奥沢地区の実情にあわせてピックアップし、その課題を解決していく作業を行うことで、より実践的な訓練に磨きをかけていきます。

**【参考】避難所における混乱期および収拾期の各班の活動内容**

●総務情報担当の活動【混乱期】

主 な 活 動 内 容		具体的な行動・留意点・事前準備等	総務情報	避難所	給食物資	救護衛生
1	避難所（校門）の開門 ①鍵保管者への連絡 ②校門の開門 ③校庭及び学校周辺の安全確認 ④校舎の施錠解除	③校庭の亀裂、校舎の倒壊、校舎・周辺の火災の有無を確認。	避難所運営委員等			
2	避難者の校庭への誘導・待機指示 ①校庭内の安全な場所へ誘導 ②校舎内の安全確認等の終了を待つよう指示	①②校庭内に車両を入れない。テント張り、場所取りを控えさせる。	◎	○	○	○
3	校内施設の安全点検と応急措置の実施 ①校内安全点検の実施 ②応急処置の実施 ③ライフラインの確認	①点検表の事前作成・保管。必要物品の準備・保管（ヘルメット、懐中電灯、ロープ等） ②可能な範囲で	◎	○		
4	立入禁止区域の明示 ①倒壊危険個所の立入禁止表示 ②管理室・特別教室等の立入禁止表示・ロープ区域分け・施錠 ③避難所の看板の掲示	①表示類は事前に作成・保管 ②開放禁止区域の事前決定・図面の作成 ③看板の事前作成	○	◎		
5	受水槽の確認 ①受水槽の被害状況を確認	①事前に場所の確認。鍵の保管場所の確認。	○		◎	
6	収容時物品等の用意 ①校内の防災倉庫等からの持ち出し	①名簿用紙の事前準備。避難者カード・避難所配置図・テント、机、筆記用具等保管場所の確認。	○			
7	放送設備でのアナウンス ①放送設備の作動確認 ②避難者への収容前の連絡事項の伝達	①機器操作の訓練。使用不能の場合はトランジスタメガホン等の活用。 ②学校の被害状況・名簿の記入・優先収容者の指示等。	○			
8	拠点隊との連絡手段の確保と状況報告 ①電話・FAX・無線機の動作確認	①事前に無線機の操作訓練。 ②避難所の開設状況・避難所施設や周辺の被害状況、必要物資等の報告【第一報】	○			

	②拠点隊への報告【第一報】 ③拠点隊からの情報収集	③周辺道路の被害状況等。				
9	避難者の避難所内への誘導と部屋割 ①滞在スペースの割り当て ②滞在スペースの開放 ③避難者の誘導	①地区・家族等を単位としたグループ毎に分け、リーダーを選出。 ②事前に開放優先順位を決める。 ③カード記入の案内。	○	◎		
10	避難者カードの記入 ①避難者の受付	①避難者各リーダーにカードの取りまとめを依頼すると効率的。カードは整理し、人数把握・安否確認に備える。転出も把握する。	○			
11	災害時要援護者への対応 ①滞在スペースの確保 ②災害時要援護者用名簿の取りまとめ ③障害者への対応 ④外国人への対応	①出入りのし易さ、トイレとの距離等に配慮し、事前に場所を決めておく。 ②専用用紙の準備。必要に応じて二次避難所への移送要請。 ③避難者の中から介護ボランティアの募集。 ④外国語を理解できる避難者の確認と協力依頼。	○	◎		
12	拠点隊への避難者収容状況の報告 ①拠点隊への報告【第二報】	①事前に無線機の操作訓練。避難者カードから避難者数・災害時要援護者数・負傷者数等を把握し報告する。【第二報】 避難所施設の被害や周辺の状況等も併せて報告。	○			
13	避難者提供用の情報の入手 ①拠点隊等からの情報収集 ②情報提供掲示コーナーの設置	①災害情報（地震・火災・被害）等入手し避難者に情報提供する。情報提供用掲示コーナー・ラジオ等の設置。	○			
14	案内・受付等の設置 ①初期収容終了後の避難者受付の設置・受付継続 ②避難者への案内・問合せ・相談コーナーの設置	①事前に場所・体制を決めておく。 ②避難者の目に付く場所（廊下の壁等）を事前に決めておく。情報提供により気持ちの安定効果を狙う。	○			

15	避難者収容限度を超えた場合の措置 ①拠点隊へ連絡 ②空き避難所等の情報の掲示	①事前に計画上の収容人数を算出しておく。限度を超えたことの連絡と空き避難所の情報を入手する。 ②周辺地図を準備しておく。情報を校門等に掲示する。	○			
16	避難所運営本部の設置 ①各担当員の確保 ②居室別の班長の決定 ③避難所運営本部会議の開催	①各担当の必要人数を把握し、避難者の中で活動可能な人を集める。 ②地区・家族等単位のグループ毎リーダーや居住者の意向を考慮して決める。 ③本部長、担当責任者、居室班長、学校災対本部長等で構成。1日1回以上開催。	◎	○	○	○

●避難所担当の活動（混乱期）

主 な 活 動 内 容		具体的な行動・留意点・事前準備等	総務情報	避難所	給食物資	救護衛生
1	避難所（校門）の開門 ①鍵保管者への連絡 ②校門の開門 ③校庭及び学校周辺の安全確認 ④校舎の施錠解除	③校庭の亀裂、校舎の倒壊、校舎・周辺の火災の有無を確認。 ④校舎の施錠は、必ず2人以上で行う。				避難所運営委員等
2	避難者の校庭への誘導・待機指示 ①校庭内の安全な場所へ誘導 ②校舎内の安全確認等の終了を待つよう指示	①②校庭内に車両を入れない。テント張り、場所取りを控えさせる。	◎	○	○	○
3	校内施設の安全点検と応急措置の実施 ①校内安全点検の実施 ②応急処置の実施 ③ライフラインの確認	①点検表の事前作成・保管。必要物品の準備・保管（ヘルメット、懐中電灯、ロープ等） ②可能な範囲で	◎	○		
4	立入禁止区域の明示 ①倒壊危険個所の立入禁止表示 ②管理室・特別教室等の立入禁止表示・ロープ区域分け・施錠 ③避難所の看板の掲示	①表示類は事前に作成・保管 ②開放禁止区域の事前決定・図面の作成 ③看板の事前作成	○	◎		
5	避難所区分の明示 ①受付場所・医療救護場所・災害時要援護者滞在場所・一般避難者滞在場所の表示 ②校門に避難所の看板を掲示	①②表示類、校内図等、事前に作成・保管。表示場所の確認。		◎		
6	避難者滞在用物品の用意 ①校内の防災倉庫等からの必要物品の持ち出し	①事前に防災倉庫の場所、備蓄物品の確認。（ブルーシート・毛布・発電機・ラジオ等）		◎	○	
7	避難者の避難所内への誘導と部屋割 ①滞在スペースの割り当て ②滞在スペースの開放 ③避難者の誘導 ④避難所ルールの掲示	①地区・家族等を単位としたグループ毎に分け、リーダーを選出。 ②事前に開放優先順位を決める。 ③カード記入の案内。	○	◎		



8	災害時要援護者への対応 ①滞在スペースの確保 ②災害時要援護者用名簿の取りまとめ ③障害者への対応 ④外国人への対応	①出入りのし易さ、トイレとの距離等に配慮し、事前に場所を決めておく。 ②専用用紙の準備。必要に応じて二次避難所への移送要請。 ③避難者の中から介護ボランティアの募集。 ④外国語を理解できる避難者の確認と協力依頼。	○	◎		
9	避難所運営本部の設置 ①各担当員の確保 ②居室別の班長の決定 ③避難所運営本部会議の開催	①各担当の必要人数を把握し、避難者の中で活動可能な人を集める。 ②地区・家族等単位のグループ毎リーダーや居住者の意向を考慮して決める。 ③本部長、担当責任者、居室班長、学校災对本部長等で構成。1日1回以上開催。	◎	○	○	○

〔補足〕

7④避難所ルール

1. 立ち入り禁止場所には、入らない。
2. 火器は一切使用しない。
3. 指定されたトイレ、給水場以外は使用しない。
4. 避難所に入所する場合は、避難所名簿を提出する。
5. 割り当てられたスペースを使用する。
6. 係の人の指示に従う。

●給食物資担当の活動（混乱期）

主 な 活 動 内 容		具体的な行動・留意点・事前準備等	総務情報	避難所	給食物資	救護衛生
1	避難所（校門）の開門 ①鍵保管者への連絡 ②校門の開門 ③校庭及び学校周辺の安全確認 ④校舎の施錠解除	③校庭の亀裂、校舎の倒壊、校舎・周辺の火災の有無を確認。 ④校舎の施錠は、必ず2人以上で行う。	避難所運営委員等			
2	避難者の校庭への誘導・待機指示 ①校庭内の安全な場所へ誘導 ②校舎内の安全確認等の終了を待つよう指示	①②校庭内に車両を入れない。 テント張り、場所取りを控えさせる。	◎	○	○	○
3	受水槽の確認 ①受水槽の被害状況を確認	①事前に場所の確認。鍵の保管場所の確認。	○		◎	
4	避難者滞在用物品の用意 ①校内の防災倉庫等からの必要物品の持ち出し	①事前に防災倉庫の場所、備蓄物品の確認。（ブルーシート・毛布・発電機・ラジオ等）		◎	○	
5	避難所運営本部の設置 ①各担当員の確保 ②居室別の班長の決定 ③避難所運営本部会議の開催	①各担当の必要人数を把握し、避難者の中で活動可能な人を集める。 ②地区・家族等単位のグループ毎リーダーや居住者の意向を考慮して決める。 ③本部長、担当責任者、居室班長、学校災対本部長等で構成。 1日1回以上開催。	◎	○	○	○

●救護衛生担当の活動（混乱期）

主 な 活 動 内 容		具体的な行動・留意点・事前準備等	総務情報	避難所	給食物資	救護衛生
1	避難所（校門）の開門 ①鍵保管者への連絡 ②校門の開門 ③校庭及び学校周辺の安全確認 ④校舎の施錠解除	③校庭の亀裂、校舎の倒壊、校舎・周辺の火災の有無を確認。 ④校舎の施錠は、必ず2人以上で行う。	避難所運営委員等			
2	避難者の校庭への誘導・待機指示 ①校庭内の安全な場所へ誘導 ②校舎内の安全確認等の終了を待つよう指示	①②校庭内に車両を入れない。テント張り、場所取りを控えさせる。	◎	○	○	○
3	校庭での負傷者の応急救護 ①医療用具セット等の持ち出し ②応急救護 ③重傷者発生時の連絡	①保管場所・物品を事前に確認しておく。				○
4	救護室の設置と応急救護（簡単なケガ等の救護） ①医療スペースの確保 ②医療器具・医薬品・担架の確保 ③医療スペースへの負傷者の誘導 ④応急救護 ⑤重傷者発生時の連絡	①事前に学校と協議して保健室を利用する。代替場所も考えておく。				○
5	避難所運営本部の設置 ①各担当員の確保 ②居室別の班長の決定 ③避難所運営本部会議の開催	①各担当の必要人数を把握し、避難者の中で活動可能な人を集める。 ②地区・家族等単位のグループ毎リーダーや居住者の意向を考慮して決める。 ③本部長、担当責任者、居室班長、学校災对本部長等で構成。1日1回以上開催。	◎	○	○	○

●総務情報担当の活動（収拾期）

主 な 活 動 内 容		具体的な行動・留意点・事前準備等	総務情報	避難所	給食物資	救護衛生
17	拠点隊への避難所運営状況の報告 ①拠点隊への報告【第三報】	①避難者の収容状況・転出入等の異動状況・食料・飲料水の確保状況・医療救護の状況・避難所の被害状況等を報告する。ボランティアの派遣依頼。	◎	○	○	○
18	避難所の被害調査と復旧対策 ①校内安全点検の実施 ②応急処置の実施 ③ライフラインの確認	①再度、詳細な校内の安全点検を行う。 ②大規模な改修が必要な場合、連絡・調整をする。 ③事前に事業者の連絡先の確認をする。必要に応じて事業者へ直接連絡する。	◎			
19	避難者カードの整理・管理 ①避難者カードの更新、名簿の保管、避難者の集計等	①カードの保管場所、整理の方法（問合せに対応できる）を事前に決めておく。	◎			
20	避難者への情報提供 ①情報の入手	①拠点隊、ラジオや無線機から情報収集を行い、災害情報、家族の安否確認、仮設住宅の申し込み方法など、正確な情報を提供する。情報提供用掲示コーナーの管理。	◎			
21	応急教育・学校再開の準備(学校災害対策本部) ①学校再開に向けた準備への協力	①授業再開に必要な教室の確保、通学路の安全確認等、学校災害対策本部に協力する。	◎			
22	避難所運営本部会議の定期的な開催		◎			

●避難所担当の活動（収拾期）

主 な 活 動 内 容		具体的な行動・留意点・事前準備等	総務情報	避難所	給食物資	救護衛生
10	避難所内の環境整備 ①生活環境の整備 ②部屋の割り振りと移動、滞在スペースの再レイアウト	①場所をあらかじめ決めておく。 (ゴミ捨て場・喫煙場所・着替え場所・洗濯場・照明・暖房の確保等) ②避難所の整理縮小方針を決める。 部屋の移動には近隣関係やプライバシーに配慮する。		○		
11	生活ルールづくり ①生活ルールの規定と周知	①生活時間の設定、各種当番の割り当て、ストーブ・カセットコンロ等の使用時間の制限、ペットの取り扱いなど、事前にルールを決めておく。新たにルールを決める場合は、避難所運営本部会議で決めると良い。決められたルールを掲示板に貼り避難者に周知する。		○		
12	ボランティアの派遣要請と受け入れ体制 ①ボランティアニーズの把握・派遣要請 ②受け入れ体制の整備	①仕事の種類、人数、特殊技能など。拠点隊に要請の連絡をする。 ②あらかじめ避難所内ボランティアの取りまとめ役を決めておく。		○		

●給食物資担当の活動（収拾期）

主 な 活 動 内 容		具体的な行動・留意点・事前準備等	総務情報	避難所	給食物資	救護衛生
6	備蓄物資の配給 ①備蓄量・避難者数の把握・配給 ②外部被災者への物資配給 ③配給方法の広報	①備蓄物資の避難者数に応じた計画的な配給を行う。配給記録をとる。高齢者や子どもなど、配給の優先順位も考えておく。 ②避難者以外の配給対象者数の確認。 ③掲示板等を活用する。			○	
7	安定期の救援物資の保管と配給 ①物資保管場所の確保 ②保管物資の分類・仕分け ③在庫管理表の作成	①効率的に行える保管場所・仕分場所を事前に考えておく。 ②校内図を用いて、手順を考えておく。 ③在庫管理表をあらかじめ作成する。			○	
8	食料、飲料水、生活必需品等の手配 ①避難者からの必要物資の要望収集 ②飲料水の確保	①要望の収集は各居室班長に取りまとめてもらうと効率的。供給要請は拠点隊に。 ②飲料水の確保は、受水槽を第一に考える。生活用水は、濾水機を使ってプールの水を利用する。事前に給水施設の場所を確認し、搬送体制を考えておく。			○	
9	炊き出し等食料配給体制の組織化 ①炊き出し班の編成 ②炊き出し場所の確保 ③調理道具（バーナー）等の確保	①あらかじめ炊き出し班の体制を考えておく。避難者の協力を求める。 ②校庭等で使用できる場所を事前に確認しておく。 ③事前にバーナーの操作訓練を行っておく。			○	

●救護衛生担当の活動（収拾期）

主 な 活 動 内 容		具体的な行動・留意点・事前準備等	総務情報	避難所	給食物資	救護衛生
6	<p>トイレの利用と衛生管理</p> <p>①トイレ使用可否の判断</p> <p>②【使用可の場合】プールの水等を利用したトイレの利用</p> <p>③【使用不可の場合】仮設トイレの設置</p> <p>④清掃・消毒</p>	<p>①排水管の損傷、排水機能の確認をして可否を判断する。</p> <p>②事前にプールの水の確保(ポリバケツ等)。2～3階への運搬(防災区民組織所有のD型ポンプ・1t水槽の活用)の仕方を考えておく。</p> <p>③事前に仮設トイレ等の使用方法の訓練、必要物品の確認を行う。設置場所も考えておく。</p> <p>④当番制など、あらかじめルールを決めておく。</p>				○
7	<p>避難所の衛生管理</p> <p>①衛生を考慮したゴミの分別</p> <p>②手洗い・うがいの啓発</p> <p>③衛生日常品の配布</p>	<p>①置き場所を事前に決めておき、可燃ごみ・不燃ごみの分別、生ごみ保管場所の衛生管理を行う。</p> <p>②石鹸等の設置。衛生上の啓発を行う。</p> <p>③事前に備蓄物品の確認をしておく。</p>				○
8	<p>避難者の不安除去</p> <p>①個別相談の実施</p> <p>②対人関係トラブルの対応</p>					○

## まとめ

防災まちづくりの提言には、これで完成というものはありません。

常に内容の点検・見直しを行い、改善に取り組んでまいります。

また、提言の内容を一部の住民だけしか知らないのでは、

防災力の向上は望めません。

奥沢地区の防災の方針が凝縮されたこの提言を

ひとり一人に行き渡らせて防災意識をより高め、

自助や共助の大切さを醸成して

災害に負けないまちづくりをめざします。

平成28年5月

奥沢・東玉川地区区民防災会議



## 《資料編》

### (1) 規約

#### ■奥沢・東玉川地区区民防災会議規約

(名称及び本部)

第1条 本会は、奥沢・東玉川地区区民防災会議（以下「防災会議」という。）と称する。

2 防災会議の本部は、世田谷区玉川総合支所地域振興課奥沢まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 防災会議は、震災時に奥沢・東玉川地区（以下「地区」という。）の住民同士が協力し合って自主的に災害対策活動を行うための運営主体となるとともに、平素は防災に関する住民の意識啓発と日頃の備えの向上に努め、住民間の協力体制の充実を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 防災会議は、目的を達成するため地区において次の事項を行う。

- (1) 住民間の防災知識の普及、情報の提供、意識の向上に関すること。
- (2) 防災訓練、避難所体験訓練及び講演会等の啓発事業に関すること。
- (3) 地区内の区立小中学校3校に係る防災事項の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災会議の目的に即して必要と認められる事項。

(防災会議の構成)

第4条 防災会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東玉川町会及び奥沢交和会を代表する者
  - (2) 東玉川町会及び奥沢交和会で防災を担当する職にある者
  - (3) 地区内の消防団分団長
  - (4) 地区内の各商店会を代表する者
  - (5) 地区内の小・中学校長
  - (6) 地区内の小・中学校PTAを代表する者
  - (7) 奥沢地区民生・児童委員協議会を代表する者
  - (8) 日赤奉仕団奥沢分団長
  - (9) 地区内の各婦人会を代表する者
  - (10) 身近なまちづくり推進協議会委員
- 2 この他必要と認められる場合には、学識経験者を専門員として、また、地区内の防災活動に関心の深い区民を協力員として委嘱することができる。

(役員等)

第5条 防災会議に次の役員を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名

2 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(事務局)

第6条 会長のもとに事務局を置き、防災会議の企画・運営をする。

2 事務局は、会長の指名による防災会議委員及び協力員並びにまちづくりセンター所長で構成する。

3 事務局長は、防災会議の同意を得て会長が指名する。

4 事務局会は、必要に応じて随時開くことができる。

(運営)

第7条 防災会議及び理事会は、必要に応じて随時開くことができる。

2 防災会議及び理事会は、会長が招集する。また、副会長又は理事から開催の要請があったときは、会長は招集しなければならない。

3 防災会議における協議事項については、必要に応じて理事会で協議し、総会の承認を得て決定することができる。

4 防災会議では、地区の住民が災害による被害を極小にとどめるために、又は災害時の復興の方策を立てるために、民主的に運営されなければならない。また、必要に応じて各住民、各地域組織・団体及び行政などへ要望を出すことができる。

5 会長は、必要に応じて関係者から災害対策に関する意見等を求めることができる。

附 則

この規約は、平成10年3月4日から適用する。

附 則

この規約は、平成11年7月1日から適用する。なお、役員の任期は平成11年4月1日から起算する。

(2) 奥沢・東玉川地区区民防災会議 委員名簿(避難所運営委員会 委員名簿)

【28年4月現在】

・会 長 奥沢交和会理事長 塩谷 良一

・副会長 東玉川町会会長 後藤 茂

【委員】

	関係団体等	氏 名	備 考	避難所運営委員	
1	町会会長	塩谷 良一	奥沢交和会理事長	奥沢小	総務・情報担当
2	町会会長	後藤 茂	東玉川町会会長	東玉川小	総務・情報担当
3	町会防火防災部長	佐藤 昌義	東玉川町会	奥沢小	総務・情報担当
4	町会防災部長	染野 和夫	奥沢交和会	奥沢中	総務・情報担当
5	町会青年部長	湊 五郎	奥沢交和会	奥沢小	本部長
6	消防団分団長	棚橋 誠	玉川消防団第1分団長		
7	小学校校長	船山 徹	奥沢小学校長	奥沢小	学校災対本部
8	小学校校長	奥山 圭一	東玉川小学校長	東玉川小	学校災対本部
9	中学校校長	大倉 清子	奥沢中学校長	奥沢中	学校災対本部
10	身近協議会会長/ 商店会会長	齊藤 利夫	身近なまちづくり推進協 議会・奥沢親交会会長	奥沢小	給食・物資担当
11	身近協議会	辻 木子	身近まち推進協議会	奥沢中	救護・衛生担当
12	商店会会長	円城寺 正一	奥沢諏訪山商店会会長	奥沢小	避難所担当
13	商店会会長	齊藤 美一	奥沢本町商店会会長		
14	商店会会長	澤野 靖	奥沢共栄会会長		
15	商店会会長	白子 信夫	ファミリーショップ商店会会長		
16	商店会会長	田中 九洲男	奥沢東通り商交会会長	奥沢小	避難所担当
17	商店会会長	豊島 潔	奥沢銀座会会長		
18	商店会会長	森 正昭	奥沢商睦会会長		
19	小学校PTA会長	平川 英明	奥沢小学校PTA会長		
20	小学校PTA会長	吉住 孝信	東玉川小PTA 会長		
21	中学校PTA会長	富山 好美	奥沢中PTA 会長		
22	民生児童委員会 会長	小林 喜美江	民生児童委員会 会長	東玉川小	救護・衛生担当
23	日赤分団長	桑野 ますみ	日赤奥沢分団長		
24	婦人会会長	奥田 房子	あづま婦人会会長	奥沢小	
25	婦人会会長	三田 まさ子	みどり婦人会会長		
26	婦人会会長	山内 貞子	ふたば婦人会会長		
27	婦人会会長	清水 勝代	東玉川むつみ会	東玉川小	避難所担当

【協力員】

	関係団体等	氏名	備考	避難所運営委員	
1	元日赤分団長	板倉 紫乃	日赤奥沢分団		
2		大澤 教之	奥沢中元PTA	奥沢中	総務・情報担当
3		大原 剛	天寿会		
4		大道 和男	奥沢東通り商交会	奥沢中	避難所担当S
5		和田 秀壽	奥沢東通り商交会	奥沢中	給食・物資担当
6		奥田 哲史		奥沢小	総務・情報担当
7		金丸 治	奥沢中元PTA		
8		栗田 隆史	奥沢交和会	東玉川小	避難所担当
9		近造 迪夫	奥沢地区社協会長	東玉川小	本部長
10		清水 勝之	ごみ減量推進協議会	奥沢中	避難所担当
11	元商店会会長	鈴木 博信	奥沢銀座会		
12	元町会防災部長	高橋 孝三	奥沢交和会	奥沢小	給食・物資担当
13	元商店会会長	大道 量三	元奥沢東通り商交会会長		
14	元商店会会長	森 宏卓	元東玉川商店会会長	東玉川小	避難所担当
15		玉井 久夫		東玉川小	総務・情報担当
16		出井 昭一		東玉川小	総務・情報担当
17	町会交通部長	普川 浩	東玉川町会	東玉川小	給食・物資担当
18		土井 誠	奥沢交和会	奥沢中	避難所担当
19	元商店会会長	富山 博司	奥沢東通り商交会	奥沢中	本部長
20		福井 富太郎	東玉川長寿会		
21	元商店会会長	福田 詔三	奥沢本町商店会	奥沢小	避難所担当
22		藤原 誠	東玉川町会		
23		三原 順子	青少年地区委員会	奥沢小	救護・衛生担当
24		笹間 秀二	奥沢小副校長	奥沢小	学校災对本部
25		遠藤 修	東玉川小副校長	東玉川小	学校災对本部
26		三浦 悦子	奥沢中副校長	奥沢中	学校災对本部

【事務局】

	役職等	氏名	備考	避難所運営委員	
1	事務局長	塩谷 良一		※委員兼務	
2	事務局	佐藤 昌義		※委員兼務	
3	事務局	染野 和夫		※委員兼務	
4	事務局	平川 英明	奥沢小学校PTA会長	※委員兼務	
5	事務局	吉住 孝信	東玉川小学校PTA会長	※委員兼務	
6	事務局	富山 好美	奥沢中学校PTA会長	※委員兼務	
7	事務局	辻 木子		※委員兼務	
8	事務局	小林 喜美江		※委員兼務	
9	事務局	清水 勝代		※委員兼務	
10	事務局	普川 浩	東玉川町会	東玉川小	給食・物資担当
11	事務局	湊 五郎	奥沢交和会	奥沢小	本部長・総務情報担当
12	事務局	和田 秀壽	奥沢東通り商交会	奥沢中	給食・物資担当
13	事務局	野口 章仁	奥沢まちづくりセンター	※拠点隊	

	協力支援	常陸 千尋	玉川消防署奥沢出張所長		
	協力支援	廣瀬 丈裕	玉川総合支所地域振興課防災担当係長		

### (3) 避難所運営委員会 委員名簿 (学校別)

#### 【奥沢小学校】

	担 当	氏 名	鍵情報
1	本部長・総務情報担当	湊 五郎	校長室前
2	総務・情報担当	塩谷 良一	奥沢小→校舎C K、校長室前 東玉川小→校舎C K・正・防倉・通 奥沢中→西門・マスター・防倉
3	総務・情報担当	奥田 哲史	
4	避難所担当	円城寺 正一	
5	避難所担当	福田 詔三	
6	避難所担当	田中 九洲男	
7	給食・物資担当	齊藤 利夫	
8	給食・物資担当	高橋 孝三	校舎C K・西・西倉門・防倉・校長室前
9	救護・衛生担当	三原 順子	校長室前
10	総務・情報担当	佐藤 昌義	
11	学校災对本部	船山 徹	
12	学校災对本部	笹間 秀二	

※鍵情報・・・校舎C K⇒校舎入口カードキー、正・西⇒門（車止め）、防倉⇒防災倉庫  
校長室前廊下側裏出入口⇒校長室前

#### 【東玉川小学校】

	担 当	氏 名	鍵情報
1	本部長	近造 迪夫	校舎C K・アヒル門・正・防倉・廊・通
2	総務・情報担当	後藤 茂	校舎C K・防倉・通
3	総務・情報担当	出井 昭一	
4	総務・情報担当	玉井 久夫	
5	避難所担当	清水 勝代	防倉・廊・通
6	避難所担当	森 宏卓	
7	避難所担当	栗田 隆史	
8	給食・物資担当	普川 浩	
9	救護・衛生担当	小林 喜美江	校舎C K・防倉・通
10	学校災对本部	奥山 圭一	
11	学校災对本部	遠藤 修	

※鍵情報・・・校舎C K⇒校舎入口カードキー、正・西⇒門（車止め）、防倉⇒防災倉庫  
校長室前廊下側裏出入口⇒校長室前

【奥沢中学校】

	担 当	氏 名	鍵情報
1	本部長	富山 博司	西門・クラブ・事務所
2	総務・情報担当	大澤 教之	
3	総務・情報担当	染野 和夫	
4	避難所担当	大道 和男	
5	避難所担当	清水 勝之	
6	避難所担当	土井 誠	
7	給食・物資担当	和田 秀壽	西門・クラブ・事務所
8	救護・衛生担当	辻 木子	
9	学校災对本部	大倉 清子	
10	学校災对本部	三浦 悦子	

※鍵情報・・・西門⇒西門扉、クラブ⇒格技室クラブハウス入口、事務所⇒事務所入口

#### (4) これまでの取り組み

月 日		取組内容	備考
平成7年	1月	阪神・淡路大震災（1月17日）	
平成8年	3月	区「防災環境マップ」作成	
	5月	ミニコミ紙「わがまち」防災特集連載	～平成9年7月、計8回
平成9年	3月	区「地域防災計画」改定（第31次）	
	8月	赤堤小学校避難所体験訓練見学〔訓練発起人参加〕	
	9月	避難所体験訓練①（区民実行委員会主催）	奥沢中学校
		地区防災訓練	奥沢中学校
	11月	奥沢・九品仏合同防災研修会（身近まち主催）	県立厚木防災センター
	12月	防災シンポジウム	奥沢区民センター
	平成10年	3月	「奥沢地区防災まちづくり提言」を区長に提出
		「奥沢・東玉川地区区民防災会議」設立	
8月		区「防災街づくり基本方針」策定	
8月		避難所体験訓練②	東玉川小学校
11月		地区防災訓練	奥沢中学校
12月		奥沢・九品仏合同防災研修会（身近まち主催）	立川防災館
平成11年	2月	まちづくりシンポジウム	奥沢区民センター
	3月	区「地域防災計画」改定（第32次）	
		区「災害時区民行動マニュアル」策定	
		区「災害時防災区民組織マニュアル」策定	
	8月	避難所のお知らせ全戸配布	
平成12年	10月	避難所体験訓練③	奥沢小学校
	2月	防災シンポジウム	奥沢区民センター
		奥沢・九品仏合同防災研修会	東京消防庁向島消防署
平成13年	11月	地区防災訓練「防災のつどい」	奥沢中学校
	3月	奥沢・九品仏合同防災研修会	東京消防庁本署防災館
平成14年	3月	奥沢・九品仏合同防災研修会	墨田区一寺言問
	11月	避難所別基礎訓練	奥沢小・東玉川小・奥沢中
		地区防災訓練「防災のつどい」	奥沢小学校
平成14年度		玉川地域内小中学校に防災無線設置	
平成16年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	奥沢中学校
	9月	防災カレッジ	奥沢区民センター
		避難所別施設、備蓄物品点検	東玉川小、奥沢小、奥沢中
平成16年	11月	地区防災訓練「防災のつどい」	東玉川小学校
平成17年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	東玉川小学校
	3月	地区内小中学校と防災無線定期交信訓練開始	
平成18年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	奥沢小学校
	2月	奥沢・東玉川地区合同講演会	奥沢区民センター
	11月	地区防災訓練「防災のつどい」	奥沢小学校
平成19年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	奥沢中学校
	9月	避難所運営訓練	奥沢小、東玉川小、奥沢中
	10月	地区区民防災会議ニュースの発行	



平成20年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	東玉川小学校
	2月	講演会「わが町の防災を考える」	奥沢区民センター
	2月	地区区民防災会議ニュースの発行	
	8月	地区区民防災会議ニュースの発行	
	12月	避難所運営訓練・防災訓練	奥沢小学校
平成21年	2月	講演会「高齢化社会における災害対策」	奥沢区民センター
	9月	奥沢小学校避難所体験	奥沢小学校
	10月	東玉川小学校避難所訓練	東玉川小学校
	12月	災害時の米・燃料供給に関する契約（協定）の締結	
平成22年	2月	講演会「わが町の防災を考える」	奥沢区民センター
	9月	奥沢小学校避難所体験	奥沢小学校
	10月	東玉川小学校地域防災訓練	東玉川小学校
平成23年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	東玉川小学校
	2月	講演会「わが町の防災を考える」	奥沢区民センター
	3月	東日本大震災（3月11日）	
	11月	奥沢・東玉川地区防災訓練	奥沢小学校
平成24年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	奥沢小学校
	2月	講演会「わが町の防災を考える」	奥沢区民センター
	11月	奥沢・東玉川地区防災訓練	東玉川小学校
平成25年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	奥沢中学校
	2月	講演会「わが町の防災を考える」	奥沢区民センター
	10月	奥沢・東玉川地区防災訓練	奥沢小学校
平成26年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	東玉川小学校
	2月	講演会「わが町の防災を考える」	奥沢区民センター
	12月	奥沢・東玉川地区防災訓練（避難所運営訓練）	東玉川小学校
平成27年	1月	新春奥沢地区まつり会場での啓発活動	奥沢小学校
	2月	奥沢防災塾「これでいいのか奥沢の防災」	奥沢区民センター
平成27年	7月～ 翌3月	奥沢地区まちづくり『提言』の見直し着手（月1回準備会実施） 【実施日】 ・平成27年 7月 7日（火） ・平成27年 8月17日（月） ・平成27年 9月29日（火） ・平成27年10月26日（月） ・平成27年11月30日（月） ・平成27年12月13日（土）※防災シンポジウム ・平成28年 1月29日（金） ・平成28年 2月15日（月） ・平成28年 3月24日（木）	
	12月	奥沢・東玉川地区防災訓練（避難所運営訓練）	奥沢小学校
平成28年	2月	奥沢防災塾（新提言の中間発表） ・平成28年2月26日（金）	奥沢区民センター

《避難所マップ》

東玉川1丁目  
28～41番  
東玉川2丁目  
19～41番  
奥沢1丁目6～12  
22～26  
30～37  
50～56番  
奥沢3丁目全域  
にお住まいの方

奥沢1丁目17～21、27～29  
38～49、57～65番  
奥沢2丁目全域  
にお住まいの方



奥沢中学校  
TEL 3726- 2561

奥沢小学校  
TEL 3727- 3535

東玉川小学校  
TEL 3720- 4211

東玉川1丁目1～27番  
東玉川2丁目1～18番  
奥沢1丁目1～5、13～16番  
にお住まいの方

**【編集メンバー】**

- ・塩谷 良一（奥沢・東玉川地区区民防災会議会長、奥沢交和会理事長、世田谷区青少年奥沢地区委員会会長）
- ・後藤 茂（奥沢・東玉川地区区民防災会議副会長、東玉川町会会長、奥沢区民センター運営協議会会長）
- ・湊 五郎（事務局、奥沢小学校避難所運営委員会本部長）
- ・小林喜美江（事務局、奥沢地区民生委員・児童委員協議会会長）
- ・和田秀壽（事務局）
- ・染野和夫（事務局、奥沢交和会防災部長）
- ・佐藤昌義（事務局、東玉川町会防火防災部長）

奥沢まちづくりセンター（事務局）  
TEL 03-3720-3111